

令和4年度 湯梨浜中学校の部活動について

部活動担当

1 目的

- (1) 学年の枠をこえ、上級生と下級生が協力していく力を身につける。
- (2) 集団生活に必要な礼儀、マナー、態度を身につける。
- (3) 心身を鍛え、技能の向上のために努力する。

2 入部・転部について

- (1) 全校生徒がいずれかの部活動に入ることを原則とする。
- (2) 原則として、入部した部で3年間活動する。
- (3) 転部する事由が生じた場合、以下の通り手続きを行う。
 - ① 本人、保護者、担任、旧顧問、新顧問の同意の下、転部届を部活動担当へ提出する。
 - ② 部活動担当が変更について周知する。

3 心構え

- (1) 部長、副部長を中心に、自主的な活動をする。また、部活動は先生方の奉仕によって支えられているため、感謝の気持ちをもって活動する。
- (2) 校内外にかかわらず活動する際は、湯梨浜中学校の生徒として自覚ある行動を心がける。

4 活動時間について

- (1) 終学活終了後、放課後の活動を基本とする。(原則朝練習はしない。)
- (2) 部活動への欠席、遅刻は当該生徒が顧問へ直接連絡する。
- (3) 最終下校時刻はスクールバス2便の出発時刻とする。(※表1を参照)

※表1

期 間	部活動終了時刻	最終下校時刻
1学期始業式 ～ 新人大会	17:45	18:00
新人大会 ～ 県スポレク祭	17:25	17:40
県スポレク祭 ～ 1月31日	17:00	17:15
2月1日 ～ 2月の末日	17:30	17:45
3月1日 ～ 修了式	17:45	18:00

- (4) 部活動は、最終下校時刻の15分前には終了し、最終下校に間に合うように余裕をもって行動する。
- (5) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休業日は2時間30分程度(8:30～11:00)とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を意識して取り組む。
- (6) 駅伝部の生徒は、駅伝部の活動を優先させる。ただし、県・中国・全国大会に出場する等の理由のある部活動については相談しながら活動時間等を決定する。

5 休養日について

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。原則、水曜日と日曜日を休養日とする。
- (2) 大会参加等で土日両日も活動した場合は、翌週の平日(水曜日以外)に休養日を設けるなどの措置をとる。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は学期中に準じた扱いを行い、十分な休息を取ったり、多様な活動を行ったりすることができるよう、ある程度の休養期間を設けることとする。

6 長期休業中の活動について

- (1) 長期休業中の計画表などを使って活動日を事前に決定し、顧問の直接指導のもとで活動する。
- (2) 原則、午前中に活動をする。
- (3) 活動前には、部長が登校者名簿に必要事項を記入し、日直の先生に許可を得てから鍵を借りる。
- (4) 活動終了後、部長は登校者名簿への活動終了時刻の記入、部室の鍵の返却を済ませ、日直の先生に報告してから下校する。

7 顧問不在時の活動について

- (1) 顧問が出張等の理由で不在の場合は、顧問がその時々で依頼した教員が活動を見る。
- (2) 活動を見る教員がいない場合は活動しない。

8 服装について

- (1) 部活動時の服装は、学校指定の服装(学生服、学校指定の白半袖シャツ、ハーフパンツ、ジャージ)とする。
その他、各競技のユニフォーム、各部で揃えたチームウェア、白色ワンポイントのTシャツを着用してもよい。
- (2) 冬期の活動には防寒着の着用を認める。防寒着についても、チームウェアとして各部で揃えたものを着用するほか、個人で用意したものを着用する場合には、ナイロン素材等、防寒着として適しているものを着用する。ただし、私服に近いものは着用しない。

9 部室の使用について

- (1) 部室は、部活動に必要な用具の保管や着替えのみに使用し、部活動の時間以外での出入りはしない。
- (2) 終学活終了後、部員が顧問の了解を得て解錠し、活動終了後、部長(副部長)が必ず施錠し、鍵を返却する。
- (3) 部室は常に、整理整頓し、清潔な状態に保つ。使用状況が悪い場合は部室使用を禁止する。
- (4) 顧問は部室の使用状況や施錠の確認を必ず行う。

10 部長会について

- (1) 各部の部長で組織し、会長を互選する。
- (2) 各部間の連絡を取りながら部活動全体の円滑な運営を図り、目的やきまりにあった活動ができるようにする。
- (3) 部長の交代(新部長の決定)は夏休み中に行い、2学期以降は新部長が部長会としての活動に参加する。

11 下校時見まわり当番について

- (1) 各部で順番に、下校時に見まわり当番をする。(必ず顧問も指導に当たる。)
見まわり当番は、以下の内容で下校指導する。この内容については、部長会で協議して最終決定を行う。
 - ① 最終下校時刻を守るよう呼びかけ、守れているかどうかを確認する。
 - ② 下校する生徒がヘルメットやタスキを着用しているか服装が適切であるかを点検する。
 - ③ 自転車通学の生徒が並進しないように呼びかけをする。

12 部活動停止について

- (1) 定期テスト前は部活動を停止する。(原則中間テストは3日前から。期末テストは5日前から。)
- (2) 以下の場合も部活動を停止する。
 - ① 最終下校を守れない生徒がいた場合
 - ② 部活動や生活のルールが著しく守れない生徒がいた場合
 - ③ その他、顧問や部活動担当が必要だと認めた場合

※ ②、③の理由による部活動停止については、必要に応じて、顧問、部活動担当、管理職で協議して決める。
- (3) 部活動停止となった場合、当該部はミーティングを開き、奉仕活動を行うこととする。

13 部運営の見直しについて

- (1) 以下の条件に該当する部活動は休部を検討する。
 - ・ 部員が0名になった場合。
- (2) 13(1)に該当する場合、職員会の承認を得て休部とする。

14 休部中の部活動の活動再開について

- (1) 以下の条件に該当する休部中の部活動は、活動再開を検討する。
 - ① 現状の部活動運営に支障がでない状況で、顧問が確保できる場合。
 - ② 活動場所が確保できる。
 - ③ 3名以上をこえる入部希望者がある。
 - ④ 継続的に新入部員の入部が見込まれる。
- (2) 14(1)に該当する場合、職員会の承認を得て活動を再開する。

15 部活動の廃部に関して

- (1) 休部の状態が3年間続いた場合、その部を廃部とする。
- (2) 15(1)に該当する場合、職員会の承認を得て廃部とする。

16 その他

- (1) 校舎内で活動する場合は、ガラス、蛍光灯などが破損しないよう使う道具や内容を吟味する。
- (2) 校舎内を走るときは、ぶつからないようコースを決めるなど、工夫する。
- (3) 活動場所の消灯、窓締め、整理整頓をきちんと行う。
- (4) 給食がない日の午後から部活動がある場合などは、必ず弁当を持参する。
- (5) 最後の大会またはコンクールが終わった後は、3年生は原則活動しない。ただし、顧問、担任、校長先生に認められた場合は活動することができる。
- (6) スクールバスに乗車する際も、感謝の気持ちをもって節度ある行動を心がける。